

福岡県公報

令和8年4月10日
第 685 号

目次

告示 (第310号 - 第320号)

- 指定希少野生動植物種の指定 (自然環境課) 1
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (公園街路課) 1
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (上下水道課) 2
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (上下水道課) 2
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (上下水道課) 3
- 特定計量器の定期検査の実施 (計量検定所) 3
- 特定計量器の定期検査の実施 (計量検定所) 4
- 特定計量器の定期検査の実施 (計量検定所) 5
- 特定計量器の定期検査の実施 (計量検定所) 6
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 6
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 7

公告

- 落札者等の公示 (財産活用課) 7
- 特定農業用ため池の指定の解除 (農村森林整備課) 7
- 土地改良区の役員の退任 (農村森林整備課) 8
- 国土調査法に基づく地籍調査事業計画の一部変更 (農山漁村振興課) 8
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) 9
- 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) 9
- 土地改良区の役員の就任 (農村森林整備課) 9
- 県営土地改良事業計画の決定 (農村森林整備課) 9
- 令和8年度狩猟免許試験及び狩猟免許の更新講習の実施

- 開発行為に関する工事の完了 (経営技術支援課) 9
- 建築基準法に基づく道路の指定 (開発・盛土指導課) 12
- 建築基準法に基づく道路の位置の指定 (建築指導課) 12
- 私道の廃止及び変更の承認 (建築指導課) 13
- 私道の廃止及び変更の承認 (建築指導課) 14
- 職権による指定の取消 (建築指導課) 14

告示

福岡県告示第310号

福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例（令和2年福岡県条例第42号）第9条第1項の規定に基づき、指定希少野生動植物種の指定をするので、同条第6項の規定により次のとおり告示する。

令和8年4月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定希少野生動植物種の名称	指定をする理由
クロモジ（クスノキ科）	遷移進行及びシカの食害などにより個体数が著しく減少し、絶滅のおそれがあることから、特に保護を図る必要がある。

福岡県告示第311号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、令和3年2月26日福岡県告示第169号福岡広域都市計画道路事業3・3・1-14号千鳥橋唐人町線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和8年4月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 施行者の名称
福岡市
- 2 都市計画事業の種類及び名称

福岡広域都市計画道路事業 3・3・1-14号 千鳥橋唐人町線

3 事業施行期間

令和3年2月26日から令和19年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

福岡県告示第312号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、令和3年2月福岡県告示第100号福岡広域都市計画下水道事業篠栗公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和8年4月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 施行者の名称

篠栗町

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡広域都市計画下水道事業篠栗公共下水道

3 事業施行期間

平成2年2月9日から令和13年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

令和3年2月福岡県告示第100号の事業地に篠栗町大字和田字下河原、ナメリ川、天神免及び上川原、大字津波黒字西ノ前、大字高田字下川原、桑原及び松ノ元の各字の一部を加える。

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第313号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、令和3年3月福岡県告示第229号福岡広域都市計画下水道事業那珂川公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和8年4月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 施行者の名称

那珂川市

2 都市計画事業の種類及び名称

福岡広域都市計画下水道事業那珂川公共下水道

3 事業施行期間

昭和50年2月8日から令和13年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

令和3年3月福岡県告示第229号の事業地中那珂川市恵子3丁目、大字恵子字岸ノ上、大字道善字妙法寺及び字油田、大字後野字大万寺裏、字大万寺前、字一本松、字内川原、字前田、字イボリ、字坂口及び字裏ノ田、大字西隈字浦、字鳥越及び字国分田、大字東隈字屋敷ノ下、字六反田、字初村及び字畑エ、大字仲字村、大字安德字柏町、字原田、字風早、字前及び字龍頭、大字五郎丸字カイマイ及び字ムタタ、大字中原字立ノ口、大字松木字ツタカ尻、大字西畑字原ノ田、字坂ノ上、字穂富、字照戸、字小中、字石櫃、字大野及び字芋生、大字別所字御迎、字松尾、字ウソヤマ、字井手原、字原田、字井尻山、字浦田及び字天ヶ谷、大字山田字新飼、字野間尻、字荻原、字山城、字中溝、字小柳、字八田、字龍頭、字坂井崎、字横枕、字城ノ下、字馬場、字アカエ、字西川原、字木戸浦、字ナベタ、字塔ノ原及び字井手口、大字上梶原字平蔵、字前田、字大坪、字内河、字楠木、字地別当、字中ノ瀬及び字江ノ木谷、大字南面里字上ノ原、字辻、字クホ、字向及び字田久保、大字不入道字猫城、字杉ノ本、字雲光、字中寺前、字中ノ原及び字山中、大字成竹字寺倉

、字畑田、字尾添、字尾添山、字六反田、字前田、字上ノ原、字笹原、字高尾、字石坂及び字扇尾、大字埋金字多々羅、大字市ノ瀬字日吉前及び字大浦を変更する。

- (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第314号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、令和4年3月福岡県告示第269号久留米小郡都市計画下水道事業小郡公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和8年4月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 施行者の名称

小郡市

2 都市計画事業の種類及び名称

久留米小郡都市計画下水道事業小郡公共下水道

3 事業施行期間

昭和60年8月8日から令和13年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

令和4年3月福岡県告示第269号の事業地に、小郡市小郡字北野、字野添、字川原田、字寺田、字野口、字才町、字北口、字正尻、字陣塚、字東野及び字馬草田、寺福童字七斗前、福童字町、字石橋及び字江削、大崎字立ノ原、字井手ノ下及び字小園、大板井字荒古、字日渡、字北島口、字貝頭、字浦田、字井尻、字外輪崎、字後田、字前、字踊り町及び字藤町、三沢字迎山、干潟字南小浦、字犬塚、字足洗、字大牟田、字猿山、字下赤土、字上赤土及び字船底、吹上字北立石及び字南立石、井上字奥野及び字東道南、上岩田字天神木及び字杉山、松崎字六本松、字栗崎、字芝居口、字野屋敷、字高見及び字古原、山隈字砂原、下岩田字念島、稲吉字十野恵、二森字塚田、字持柳、字大坪、字津黒町及び字折敷町、二夕字小深、八坂、上西

鱒坂の各一部を加える。

- (2) 使用の部分
なし

福岡県告示第315号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

令和8年4月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所での実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。） ）、分銅及びおもりの検査	令和8年5月11日	10:00~12:00 13:00~15:00	広川町産業展示会館	八女市
	令和8年5月12日	10:00~12:00 13:00~15:00	八女市星野行政福祉センター	
	令和8年5月13日	10:00~12:00 13:00~15:00	八女市矢部体育館	
	令和8年5月14日	10:00~12:00 13:00~15:00	八女市黒木体育館	
	令和8年5月15日	10:00~12:00 13:00~15:00	八女市黒木体育館	
	令和8年5月18日	10:00~12:00 13:00~15:00	八女市農業活性化センター	
	令和8年5月19日	10:00~12:00 13:00~15:00	八女市立花体育館	
	令和8年5月20日	10:00~12:00 13:00~15:00	八女市立花体育館	
	令和8年5月21日	10:00~12:00 13:00~15:00	八女市民会館「おりなす八女」	
	令和8年5月22日	10:00~12:00 13:00~15:00	八女市民会館「おりなす八女」	

	令和 8 年 5 月 25 日	10:00~12:00 13:00~15:00	八女市民会館「おり なす八女」	筑後市
	令和 8 年 5 月 26 日	10:00~12:00 13:00~15:00	サザンクス筑後	
	令和 8 年 5 月 27 日	10:00~12:00 13:00~15:00	サザンクス筑後	
	令和 8 年 5 月 28 日	10:00~12:00 13:00~15:00	サザンクス筑後	
	令和 8 年 5 月 29 日	10:00~12:00 13:00~15:00	サザンクス筑後	
	令和 8 年 5 月 30 日 から 令和 8 年 7 月 29 日 まで	左欄の間に行う検査については、広川町、八女市及び筑後市と協議の上、指示する。		広川町 八女市 筑後市
イ ひょう量が 300kgを超える非 自動はかり（ウに 掲げるものを除く 。）、分銅及びお もりの検査	令和 8 年 5 月 30 日 から 令和 8 年 7 月 29 日 まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		広川町 八女市 筑後市
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	令和 8 年 5 月 30 日 から 令和 8 年 7 月 29 日 まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		広川町 八女市 筑後市

(2) 特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	令和 8 年 5 月 30 日 から 令和 8 年 8 月 29 日 まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		広川町 八女市 筑後市

福岡県告示第 316 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、次のように特定計量器

の定期検査を実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定により公示する。

令和 8 年 4 月 10 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が 300kg以下の非自 動はかり（ウに掲 げるものを除く。 ）、分銅及びおも りの検査	令和 8 年 6 月 2 日	10:00~12:00 13:00~15:00	糸島市立福吉コミュ ニティセンター	糸島市
	令和 8 年 6 月 3 日	10:00~12:00 13:00~15:00	糸島市立福吉コミュ ニティセンター	
	令和 8 年 6 月 4 日	10:00~12:00 13:00~15:00	糸島市立福吉コミュ ニティセンター	
	令和 8 年 6 月 5 日	10:00~12:00 13:00~15:00	糸島市立可也コミュ ニティセンター	
	令和 8 年 6 月 9 日	10:00~12:00 13:00~15:00	糸島市立可也コミュ ニティセンター	
	令和 8 年 6 月 10 日	10:00~12:00 13:00~15:00	糸島市立可也コミュ ニティセンター	
	令和 8 年 6 月 11 日	10:00~12:00 13:00~15:00	糸島市立前原南コミ ュニティセンター	
	令和 8 年 6 月 12 日	10:00~12:00 13:00~15:00	糸島市立前原南コミ ュニティセンター	
	令和 8 年 6 月 16 日	10:00~12:00 13:00~15:00	糸島市立前原南コミ ュニティセンター	
	令和 8 年 6 月 17 日	10:00~12:00 13:00~15:00	糸島市立前原南コミ ュニティセンター	
	令和 8 年 6 月 18 日	10:00~12:00 13:00~15:00	糸島市立前原南コミ ュニティセンター	
	令和 8 年 6 月 19 日	10:00~12:00 13:00~15:00	糸島市立前原南コミ ュニティセンター	
	令和 8 年 6 月 20 日 から 令和 8 年 8 月 19 日 まで	左欄の間に行う検査については、糸島市と協議の上、指示する。		
イ ひょう量が				

300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	令和 8 年 6 月 20 日 から 令和 8 年 8 月 19 日 まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	糸島市
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が 6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	令和 8 年 6 月 20 日 から 令和 8 年 8 月 19 日 まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	糸島市

(2) 特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	令和 8 年 6 月 20 日 から 令和 8 年 9 月 19 日 まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		糸島市

福岡県告示第317号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定により公示する。

令和 8 年 4 月 10 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が 300kg以下の非自動はかり（ウに掲	令和 8 年 6 月 23 日	10 : 00 ~ 12 : 00 13 : 00 ~ 15 : 00	那珂川市役所 都市整備部庁舎 外会議室	那珂川市

げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査

令和 8 年 6 月 24 日	10 : 00 ~ 12 : 00 13 : 00 ~ 15 : 00	那珂川市役所 都市整備部庁舎 外会議室	
令和 8 年 6 月 25 日	10 : 00 ~ 12 : 00 13 : 00 ~ 15 : 00	春日市商工会館 1 階 理事会室	春日市
令和 8 年 6 月 26 日	10 : 00 ~ 12 : 00 13 : 00 ~ 15 : 00	春日市商工会館 1 階 理事会室	
令和 8 年 6 月 29 日	10 : 00 ~ 12 : 00 13 : 00 ~ 15 : 00	太宰府市役所東側車庫	太宰府市
令和 8 年 6 月 30 日	10 : 00 ~ 12 : 00 13 : 00 ~ 15 : 00	太宰府市役所東側車庫	
令和 8 年 7 月 1 日	10 : 00 ~ 12 : 00 13 : 00 ~ 15 : 00	二日市東コミュニティセンター 1 階 地域交流室 1	
令和 8 年 7 月 2 日	10 : 00 ~ 12 : 00 13 : 00 ~ 15 : 00	二日市東コミュニティセンター 1 階 地域交流室 1	筑紫野市
令和 8 年 7 月 3 日	10 : 00 ~ 12 : 00 13 : 00 ~ 15 : 00	二日市東コミュニティセンター 1 階 地域交流室 1	
令和 8 年 7 月 6 日	10 : 00 ~ 12 : 00 13 : 00 ~ 15 : 00	大野城市北コミュニティセンター（多目的室）	大野城市
令和 8 年 7 月 7 日	10 : 00 ~ 12 : 00 13 : 00 ~ 15 : 00	大野城市南コミュニティセンター（多目的室）	
令和 8 年 7 月 8 日 から 令和 8 年 9 月 7 日 まで	左欄の間に行う検査については、那珂川市、春日市、太宰府市、筑紫野市及び大野城市と協議の上、指示する。		那珂川市 春日市 太宰府市 筑紫野市 大野城市
イ ひょう量が 300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	令和 8 年 7 月 8 日 から 令和 8 年 9 月 7 日 まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	那珂川市 春日市 太宰府市 筑紫野市 大野城市
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が 6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで	令和 8 年 7 月 8 日 から 令和 8 年 9 月 7 日 まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	那珂川市 春日市 太宰府市 筑紫野市 大野城市

目量の数が2,000を超えるものの検査		
---------------------	--	--

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	令和8年7月8日から 令和8年10月7日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	那珂川市 春日市 太宰府市 筑紫野市 大野城市	

福岡県告示第318号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

令和8年4月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2 検査日時及び会場

(1) 知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	令和8年7月14日	10:00~12:00 13:00~15:00	吉富町体育館	吉富町
	令和8年7月15日	10:00~12:00 13:00~15:00	道の駅「しんよしみ」	上毛町
	令和8年7月16日	10:00~12:00 13:00~15:00	上毛町役場 大平支所	
	令和8年7月17日	10:00~12:00 13:00~15:00	上毛町役場 大平支所	
	令和8年7月21日	10:00~12:00	豊前市角田公民館	
	令和8年7月21日	13:30~15:30	豊前市合河公民館	

	令和8年7月22日	10:00~12:00	豊築漁業協同組合	豊前市
	令和8年7月22日	13:30~15:30	豊前市三毛門公民館	
	令和8年7月23日	10:00~12:00 13:00~15:00	豊前市総合福祉センター	
	令和8年7月24日	10:00~12:00 13:00~15:00	豊前市総合福祉センター	築上町
	令和8年7月27日	10:00~12:00 13:00~15:00	築上町コミュニティセンター（ソピア）	
	令和8年7月28日	10:00~12:00 13:00~15:00	築上町役場 多目的室	
	令和8年7月29日から 令和8年9月28日まで	左欄の間に行う検査については、吉富町、上毛町、豊前市及び築上町と協議の上、指示する。		吉富町 上毛町 豊前市 築上町
イ ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	令和8年7月29日から 令和8年9月28日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		吉富町 上毛町 豊前市 築上町
ウ ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	令和8年7月29日から 令和8年9月28日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		吉富町 上毛町 豊前市 築上町

(2) 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	令和8年7月29日から 令和8年10月28日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		吉富町 上毛町 豊前市 築上町

福岡県告示第319号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年4月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築 県 道	中 津 富 線	中 津 富 線	前	築上郡吉富町大字広津848番1先から 築上郡吉富町大字直江216番2先まで	13.0 ～ 70.0	227.5
			後	築上郡吉富町大字広津848番1先から 築上郡吉富町大字直江216番2先まで	13.0 ～ 70.0	227.5

福岡県告示第320号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和8年4月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年4月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

県土整備事務所名	路線名	供 用 開 始 の 区 間
京 築	中 津 富 線	築上郡吉富町大字広津848番1先から 築上郡吉富町大字直江216番2先まで

公 告

公告

落札者等について次のとおり公示します。

令和8年4月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 落札に係る特定役務の名称及び数量
福岡県教育庁南筑後教育事務所・福岡県筑後県税事務所庁舎清掃・給水・空調設備管理業務委託
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - 部局の名称
福岡県教育庁南筑後教育事務所
 - 所在地
筑後市大字和泉423
- 契約の相手方を決定した日
令和8年3月24日
- 契約の相手方の氏名及び住所
 - 氏名
新生ビルメンテナンス株式会社 代表取締役 園田 繁博
 - 住所
久留米市宮ノ陣4丁目30番1号
- 落札金額（消費税及び地方消費税を含む。）
27,786,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

公告

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定に基づき指定した特定農業用ため池のうち、次の特定農業用ため池の指定を解除したので、同条第5項において準用する同条第3項の規定により公示する。

令和8年4月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

特定農業用ため池の名称	所在地	解除年月日
柿ノ内下池	筑紫野市大字萩原714番	令和 8 年 3 月 27 日
正玄（上）	直方市大字上頓野292-2 外	令和 8 年 3 月 27 日

公告

安武地区土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和 8 年 4 月 10 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 退任監事

氏名	住所
宮尾 好雄	築上郡築上町大字安武490

公告

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づき、令和7年度における地籍調査事業計画の一部を次のとおり変更したので、同条第5項の規定により公示する。

令和 8 年 4 月 10 日

福岡県知事 服部 誠太郎

変更前

調査を行う者の名称	調査地域
北九州市	小倉南区 中吉田一丁目・二丁目・三丁目、下吉田三丁目・四丁目、大字吉田、沼南町二丁目、沼本町四丁目の各一部 八幡西区 本城三丁目・四丁目・五丁目、本城東一丁目・二丁目・三丁目・四丁目、大字本城、力丸町の各一部
福岡市	西区 姪の浜二丁目の一部

大牟田市	藤田町の一部、船津町
直方市	大字下新入、上新入、感田、知古の各一部
田川市	大字夏吉の一部
行橋市	行事五丁目・六丁目の各一部
小郡市	三沢、大保、小郡の各一部
春日市	若葉台東、若葉台西の各一部
古賀市	小山田、薬王寺の各一部
宮若市	山口の一部
糟屋郡新宮町	原上の一部
田川郡香春町	大字中津原の一部
田川郡添田町	大字野田、大字英彦山の各一部
田川郡大任町	大行事、今任原の各一部
田川郡赤村	大字赤の一部
田川郡福智町	赤池の一部

変更後

調査を行う者の名称	調査地域
北九州市	小倉南区 中吉田一丁目・二丁目・三丁目、下吉田三丁目・四丁目、大字吉田、沼南町二丁目、沼本町四丁目の各一部 八幡西区 本城三丁目・四丁目・五丁目、本城東一丁目・二丁目・三丁目・四丁目、大字本城、力丸町の各一部
福岡市	西区 姪の浜二丁目の一部
大牟田市	藤田町の一部、船津町
直方市	大字下新入、上新入、感田、知古の各一部
田川市	大字夏吉、大字伊田の各一部

行 橋 市	行事五丁目・六丁目の各一部
小 郡 市	三沢、大保、小郡の各一部
春 日 市	若葉台東、若葉台西の各一部
古 賀 市	小山田、葉王寺の各一部
宮 若 市	山口、龍徳の各一部
糟 屋 郡 新 宮 町	原上の一部
田 川 郡 香 春 町	大字中津原の一部
田 川 郡 添 田 町	大字野田、大字英彦山の各一部
田 川 郡 大 任 町	大行事、今任原の各一部
田 川 郡 赤 村	大字赤の一部
田 川 郡 福 智 町	赤池の一部

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和 8 年 4 月 10 日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
耳納山麓土地改良区	令和 8 年 3 月 30 日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和 8 年 4 月 10 日

福岡県知事 服部 誠太郎

土地改良区名	認可年月日
竹野土地改良区	令和 8 年 3 月 30 日

公告

竹野土地改良区から役員の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により次のように公告する。

令和 8 年 4 月 10 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 就任監事

氏 名	住 所
秋永 正弘	久留米市田主丸町以真恵423番地

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

令和 8 年 4 月 10 日

福岡県知事 服部 誠太郎

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営柿添堤地区土地改良（農業用ため池整備）事業計画書の写し	令和 8 年 4 月 10 日から 令和 8 年 5 月 14 日まで	小郡市役所 農業振興課

公告

令和 8 年度狩猟免許試験及び狩猟免許の更新講習を次のように実施する。

令和 8 年 4 月 10 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 狩猟免許試験の期日等

	期 日	会場（所在地）	申請期間	所 管
1	令和 8 年 6 月 16 日（火曜日）	福岡県福岡西総合庁舎 （福岡市中央区赤坂一丁目 8-8）	令和 8 年 5 月 12 日 ～ 5 月 26 日	福岡県福岡農林事務所
	令和 8 年 6 月 17 日（水曜日）	福岡県福岡西総合庁舎 （福岡市中央区赤坂一丁目 8-8）		福岡県福岡農林事務所
		福岡県八幡総合庁舎 （北九州市八幡西区則松三丁目 7-1）		福岡県八幡農林事務所
		福岡県行橋総合庁舎 （行橋市中央一丁目 2-1）		福岡県行橋農林事務所
2	令和 8 年 7 月 15 日（水曜日）	ピーポート甘木 （朝倉市甘木 198-1）	令和 8 年 6 月 10 日 ～ 6 月 24 日	福岡県朝倉農林事務所
		福岡県筑後農林事務所 （筑後市和泉 606-1）		福岡県筑後農林事務所
3	令和 8 年 8 月 2 日（日曜日）	福岡県飯塚総合庁舎 （飯塚市新立岩 8-1）	令和 8 年 6 月 26 日 ～ 7 月 10 日	福岡県飯塚農林事務所
4	令和 8 年 11 月 28 日（土曜日）	ピーポート甘木 （朝倉市甘木 198-1）	令和 8 年 10 月 23 日 ～ 11 月 6 日	福岡県朝倉農林事務所
	令和 8 年 11 月 29 日（日曜日）	福岡県行橋総合庁舎 （行橋市中央一丁目 2-1）		福岡県行橋農林事務所

2 狩猟免許試験の受験資格者並びに試験科目及び試験時間

(1) 受験資格者

福岡県内に住所を有する者で、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 40 条に規定する免許の欠格事由に該当しないもの
 なお、年齢については、銃猟免許にあっては試験当日 20 歳以上、網猟免許及びわな猟免許にあっては試験当日 18 歳以上の者

(2) 試験科目及び試験時間

区 分	試 験 科 目 題	試験時間
-----	-----------	------

知識試験	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に関する知識について	午前 9 時 30 分～ 午前 11 時 00 分
適性試験	視力、聴力及び運動能力について	午前 11 時 00 分～ 午後 0 時 30 分
技能試験	猟具の操作、距離の目測（網猟、わな猟免許を除く。）及び鳥獣の判別	午後 1 時 30 分～ 午後 5 時 00 分

3 狩猟免許の更新講習の期日等

期 日	会場（所在地）	申 請 期 間
令和 8 年 6 月 18 日（木曜日）	まいピア高田 （みやま市高田町濃施 14）	令和 8 年 5 月 25 日～ 6 月 4 日
令和 8 年 7 月 2 日（木曜日）	八女市立花公民館 （八女市立花町原島 95-1）	令和 8 年 5 月 25 日～ 6 月 18 日
令和 8 年 7 月 3 日（金曜日）	ピーポート甘木 （朝倉市甘木 198-1）	令和 8 年 5 月 25 日～ 6 月 19 日
令和 8 年 7 月 8 日（水曜日）	福岡県八幡総合庁舎 （北九州市八幡西区則松三丁目 7-1）	令和 8 年 5 月 25 日～ 6 月 24 日
令和 8 年 7 月 9 日（木曜日）	福岡県八幡総合庁舎 （北九州市八幡西区則松三丁目 7-1）	令和 8 年 5 月 25 日～ 6 月 25 日
令和 8 年 7 月 14 日（火曜日）	福岡県福岡西総合庁舎 （福岡市中央区赤坂一丁目 8-8）	令和 8 年 5 月 25 日～ 6 月 30 日
令和 8 年 7 月 15 日（水曜日）	飯塚コミュニティセンター （飯塚市飯塚 14-67）	令和 8 年 5 月 25 日～ 7 月 1 日
令和 8 年 7 月 17 日（金曜日）	福岡県行橋総合庁舎 （行橋市中央一丁目 2 番 1 号）	令和 8 年 5 月 25 日～ 7 月 3 日
令和 8 年 8 月 2 日（日曜日）	福岡県筑後農林事務所 （筑後市和泉 606-1）	令和 8 年 5 月 25 日～ 7 月 17 日

4 狩猟免許の更新講習の受講資格者講習科目及び講習時間

(1) 受講資格者

令和 5 年において狩猟免許試験又は狩猟者講習を受けて狩猟免許を取得している者で、福岡県内に住所を有し、かつ、当該免許の更新を受けようとするもの（1 種の免許について受講資格を有する者は、有効期限の異なる他種の免許についても、受講資格を有する。）

なお、認定鳥獣捕獲等事業に従事する者であって環境省令で定める方法により狩猟について必要な適性を有することが確認されたものについては、適性試験を免除する。

(2) 講習科目

- ア 視力、聴力及び運動能力の適性検査
- イ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令並びに鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する知識
- ウ 鳥獣の判別
- エ 猟具の取扱い

(3) 講習時間

午前9時から午後5時までのうち3時間程度

5 受験又は受講の申込方法

(1) 受験又は受講の希望者は、狩猟免許申請書又は狩猟免許更新申請書（いずれも免許の種類ごとに1通必要）に必要な事項を記入し、次に掲げるものを添えて、1又は3で定める申請期間内に申請者の居住地を所管する農林事務所に申し込むこと。なお、各申請書類は、必ず黒のボールペン（消えないもの）で記入すること。

ア 写真（申込前6月以内に撮影した上三分身、無帽、正面向き、縦3.0センチメートル横2.4センチメートルのもの。免許の種類ごとに1枚必要）を貼った受験票又は受講票（用紙は、各農林事務所及び猟友会支部で交付する。）

イ 次に掲げる者でないことを証明する医師の診断書（申請日前3月以内のものとする。また、申請者が銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可の写しを添付している場合を除く。）

(ア) 統合失調症にかかっている者

(イ) そう鬱病（そう病及び鬱病を含む。）にかかっている者

(ウ) てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）にかかっている者

(エ) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病气（(ア)から(ウ)までに掲げるものを除く。

)にかかっている者

(オ) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

(カ) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（(ア)から(オ)までに該当する者を除く。）

ウ 狩猟免許申請手数料（5,200円（試験の一部を免除される者にとっては3,900円）。2種以上受験しようとする者は1種ごとに5,200円（試験の一部を免除される者にとっては3,900円）を加算のこと。）又は狩猟免許更新申請手数料（2,900円。2種以上を受講しようとする者は1種ごとに2,900円を加算のこと。）

なお、各手数料は、福岡県領収証紙又はキャッシュレス決済で納付すること。

（福岡県領収証紙売りさばき所一覧：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kkaikei.html>）

(2) 狩猟免許は、網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許の4種であり、狩猟免許申請書又は狩猟免許更新申請書は、各種ごとに提出すること。

ア 網猟免許は、網を使用する法定猟法により狩猟をする者を対象とする。

イ わな猟免許は、わなを使用する法定猟法により狩猟をする者を対象とする。

ウ 第一種銃猟免許は、装薬銃を使用する猟法により狩猟をする者を対象とする。（ただし、第一種銃猟免許を受けた者は、空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）を使用する猟法により狩猟をすることができる。）

エ 第二種銃猟免許は、空気銃（圧縮ガスを使用するものを含む。）を使用する猟法により狩猟をする者を対象とする。

6 注意事項

(1) 試験の当日の受付は、午前9時00分から同9時25分まで行う。

(2) 更新講習の当日の受付及び受講時間は、申込みの際に農林事務所職員が指示する。

(3) 更新講習の一部は、狩猟免許更新申請書の受付時に配布する資料を用い、受講者が自宅において学習することにより代替する。

(4) 次のいずれかに該当する場合は、試験又は講習を受けることができなくなるので注意すること。

ア 試験開始時刻又は更新講習開始時刻に遅れた場合

- イ 受験中又は受講中無断で退席した場合
 - ウ 試験又は適性検査を不正な手段によって受け、又は受けさせようとした場合
 - エ 他の者の迷惑になるような行動等をとった場合
- (5) 手数料は、福岡県領収証紙又はキャッシュレス決済により納付することとし、既納の手数料、申請書等は、いかなる理由があっても返還しない。
- (6) 試験又は講習には、受験票又は受講票及び筆記具を必ず持参すること。
- (7) その他詳細については、福岡県各農林事務所農山村振興課若しくは農山村・農業振興課又は農林水産部経営技術支援課鳥獣対策係に問い合わせること。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和 8 年 4 月 10 日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
（第二工区）京都郡みやこ町豊津字石走り566番2及び566番5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
京都郡みやこ町豊津566番地の2
社会福祉法人カトリック聖家族会
理事長 古賀 巖

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定に基づき、次のように道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第1項の規定により公告する。

令和 8 年 4 月 10 日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	指定年月日	指定期間	道路の位置	道路の延長 (m)	道路の幅員 (m)
------	-------	------	-------	-----------	-----------

7 福整第442号-6	令和 7 年 12 月 10 日	令和 8 年 3 月 31 日 まで	①： 起点：糟屋郡新宮町大字下府690-1 終点：糟屋郡新宮町大字下府690-1 ②： 起点：糟屋郡新宮町大字下府728-1 終点：糟屋郡新宮町大字下府1217-2 ③： 起点：糟屋郡新宮町大字下府698 終点：糟屋郡新宮町大字下府1217-2 ④： 起点：糟屋郡新宮町大字下府726-1 終点：糟屋郡新宮町大字下府1213-1	①16.0 ②205.0 ③44.0 ④133.0	①6.0 ②6.0~11.0 ③6.0 ④9.0
7 那整第280号	令和 7 年 11 月 5 日	令和 8 年 1 月 31 日 まで	起点：那珂川市大字恵子142-1の一部 終点：那珂川市道善五丁目276-3の一部	142.67	6.0
7 北整第527号-2	令和 7 年 11 月 20 日	令和 9 年 3 月 31 日 まで	起点：福津市花見が丘一丁目268番1及び地先道路 終点：福津市花見が丘一丁目269番9及び地先道路	92.17	6.00~6.097
7 飯整第194号-2	令和 7 年 10 月 23 日	令和 9 年 9 月 30 日 まで	起点：飯塚市久保白521番1地先 終点：飯塚市久保白520番3地先	45.0	11.0~12.4
7 南整柳第216号-3	令和 7 年 11 月 14 日	令和 10 年 1 月 31 日 まで	起点：柳川市大和町栄字北深町96-3 終点：柳川市大和町塩塚字深町1325-2	230	12.75~15.00
7 南整柳第216号-4	令和 7 年 12 月 1 日	令和 9 年 3 月 31 日 まで	起点：柳川市七ツ家字大沢開1142番14 終点：柳川市七ツ家字九財開1161番5	48	10.5
7 朝整第274号-3	令和 7 年 10 月 7 日	令和 8 年 3 月 31 日 まで	起点：朝倉市須川2510番地 終点：朝倉市比良松608番地8	332.5	11.8~20.6
7 朝整第274号-4	令和 7 年 10 月 7 日	令和 8 年 9 月 1 日 まで	起点：朝倉市堤945番地 終点：朝倉市堤748番地	479.2	12.1~28.2
			①：		

7 田整 第142号 - 3	令和 7 年 12月11日	令和 8 年 6月30日 まで	起点：田川郡大任町大字大行事 2116番地 1 終点：田川郡大任町大字大行事 1800番地 8 ②： 起点：田川郡大任町大字大行事 1773番地 1 終点：田川郡大任町大字大行事 1800番地 8 ③： 起点：田川郡大任町大字大行事 1774番地 1 終点：田川郡大任町大字大行事 1776番地 1 ④： 起点：田川郡大任町大字大行事 1785番地 終点：田川郡大任町大字大行事 1787番地 ⑤： 起点：田川郡大任町大字大行事 1786番地 終点：田川郡大任町大字大行事 1796番地 ⑥： 起点：田川郡大任町大字大行事 1773番地 1 終点：田川郡大任町大字大行事 1774番地 1 ⑦： 起点：田川郡大任町大字大行事 1769番地 1 終点：田川郡大任町大字大行事 1770番地 ⑧： 起点：田川郡大任町大字大行事 1770番地 終点：田川郡大任町大字大行事 1769番地 1 ⑨： 起点：田川郡大任町大字大行事 2116番地 1 終点：田川郡大任町大字大行事 2116番地 1	①：316.03 ②：354.94 ③：61.74 ④：65.75 ⑤：72.96 ⑥：212.21 ⑦：54.00 ⑧：22.35 ⑨：79.37	①：6.50 ②：6.00 ③：6.00 ④：6.00 ⑤：6.00 ⑥：6.00 ⑦：6.00 ⑧：6.00 ⑨：6.00
			①： 起点：田川市大字楠1958番地 8 終点：田川市大字楠1962番地 2 ②：	①184.34	①10.00

7 田整 第142号 - 4	令和 7 年 12月15日	令和 9 年 11月30日 まで	起点：田川市大字楠1982番地 1 終点：田川市大字楠1982番地 1 ③： 起点：田川市大字楠1962番地 1 終点：田川市大字楠1965番地 1	②66.34 ③166.65	②6.50 ③6.00
----------------------	------------------	------------------------	--	-------------------	----------------

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定に基づき、次のように道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条第 1 項の規定により公告する。

令和 8 年 4 月 10 日

福岡県知事 服部 誠太郎

指定番号	指定年月日	道路の位置	道路の延長 (m)	道路の幅員 (m)
7 福整第37号 - 5	令和 7 年10月21日	糟屋郡須恵町大字植木字下小川原687番 1	47.34	6.00
7 福整第37号 - 6	令和 7 年12月10日	糟屋郡宇美町宇美中央四丁目3587- 2	72.66	6.00
7 久整第461号 - 4	令和 7 年10月21日	三井郡大刀洗町大字山隈字遠出372番 1	34.63	6.00
7 那整第278号 - 2	令和 7 年11月11日	大野城市乙金一丁目304番 5、304番 8、304番38	11.58	4.00
7 南整柳第213号 - 6	令和 7 年11月10日	大川市大字一木字内田ノ三1235- 1、1263- 25の一部、1061- 16の一部	39.30	6.01
7 南整柳第213号 - 7	令和 7 年12月23日	三潞郡大木町大字侍島724- 2	31.64	6.01
7 女整第335号 - 10	令和 7 年10月 8 日	八女市馬場字小枝152番 1	35.46	6.02
7 女整第335号 - 11	令和 7 年10月23日	八女郡広川町大字一條字下南原1200- 15、1200- 15地先道路の一部	119.74	6.01~ 6.05
7 女整第335号 - 12	令和 7 年10月27日	筑後市大字藏数字北原田955番 4	40.48	6.03
7 女整第335号 - 13	令和 7 年10月31日	八女郡広川町大字新代字大内田2295- 2	24.60	6.00~ 6.01

7 女整第335号 - 14	令和 7 年11月 7 日	八女郡広川町大字久泉字上牟田958番 1	31.03	6.00～ 6.01
7 女整第335号 - 15	令和 7 年11月25日	筑後市大字上北島字塚ノ本1134番 4、1134番 6、1134番 7	87.48	6.00～ 6.02
7 女整第335号 - 16	令和 7 年12月17日	八女郡広川町大字広川字今堂2566番 3、2566番21	60.14	6.10～ 6.11
7 女整第335号 - 17	令和 7 年12月26日	八女市平田字今広522番 1、522番28	74.95	6.02
7 朝整第33号 - 3	令和 7 年10月 2 日	朝倉市堤字大坪978番 1 他 1 筆	57.16	6.03
7 朝整第33号 - 4	令和 7 年11月 4 日	朝倉郡筑前町中牟田字大神1159番12 他 1 筆	46.90	6.00
7 朝整第33号 - 5	令和 7 年11月26日	朝倉郡筑前町東小田字昭和3359番 5 他 1 筆	62.01	6.00～ 6.50
7 朝整第33号 - 6	令和 7 年12月 4 日	朝倉市堤字六反田484番 1 他 1 筆	69.21	6.01～ 6.84
7 京整第26号 - 4	令和 7 年10月20日	行橋市大字中津熊字大坪330番 1、331番 6	72.69	6.03～ 6.05
7 京整第26号 - 5	令和 7 年10月20日	行橋市西泉三丁目1149番 1、1149番 2	93.43	6.10～ 6.36
7 直整第1931号	令和 7 年11月18日	直方市大字上頓野1508番 1、1508番 5	42.50	6.00

公告

次の私道の廃止及び変更を承認したので、福岡県建築基準法施行細則（昭和26年福岡県規則第 1 号）第22条第 2 項の規定により公告する。

令和 8 年 4 月 10 日

福岡県知事 服部 誠太郎

承認番号	承認年月日	申請種別	道路の位置	道路の延長 (m)
7 飯整第1485号	令和 7 年12月10日	全部廃止	飯塚市楽市字柿添664番 1	63.6
7 飯整第1485号 - 2	令和 7 年12月10日	全部廃止	飯塚市楽市字谷95番 1、95番 2、1181番の一部	47.0
7 飯整第1485号 - 3	令和 7 年12月10日	全部廃止	飯塚市平恒字上牟田961番 2、962番 3 の一部、963番 2 の一部、1222番の一部	122.14

公告

職権により建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 4 号若しくは第 5 号、第 2 項若しくは、第 4 項又は同法68条の 7 第 1 項の規定による指定を取り消したので、福岡県建築基準法施行細則（昭和26年福岡県規則第 1 号）第22条の 2 の規定により次のように公告する。

令和 8 年 4 月 10 日

福岡県知事 服部 誠太郎

取消番号	取消年月日	取消の 範囲	道路の位置	道路の延長 (m)
7 久整第2150号	令和 7 年12月 3 日	一部廃止	小郡市寺福童494 - 2、494 - 3、495 - 2、496 - 1、497 - 1、498 - 4、498 - 5、498 - 6、919 - 1、919 - 2、919 - 4、919 - 5、925 - 1、927 - 1、927 - 2、道の各一部及び919 - 6、919 - 7	122.8
7 久整第2240号	令和 7 年12月16日	全部廃止	小郡市小郡622 - 12、623 - 7、623 - 8	35.0
7 久整第2242号	令和 7 年12月16日	全部廃止	小郡市大崎959 - 8	28.5